

## 一般財団法人松本市スポーツ協会表彰候補者推薦基準

### 1 一般財団法人松本市スポーツ協会表彰

#### (1) 特別功労表彰

ア 満50歳以上の者で、次のいずれかに該当する個人

(ア) 一般財団法人松本市スポーツ協会(以下「この法人」という。)功労表彰を受賞後10年以上で、現在も加盟団体に活躍している者〔財団法人松本体育協会(以下「旧協会」という。)当時に功労表彰を受賞後10年以上で現在も加盟団体に活躍している者を含む。〕

(イ) この法人の理事及び監事を通算3期6年以上務めた者

〔旧協会において、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事の職にあった者については、その職にあった期間を通算して3期6年以上であること。〕

(ウ) この法人の評議員、部会長及び委員長を通算4期8年以上務めた者

イ その他、特に功績が大きく理事会で推薦した個人又は団体

#### (2) 功労表彰

ア この法人の精励表彰を受賞後10年以上で、現在も加盟団体に活躍している者(旧協会当時精励表彰を受賞後10年以上で現在も加盟団体に活躍している者を含む。)のうち、満40歳以上の者で特に功績のあった個人

イ その他、特に功績が大きく理事会で推薦した個人又は団体

#### (3) 精励表彰

ア この法人へ加入後10年以上の加盟団体に10年以上所属している満30歳以上の者で特に功績のあった個人

イ その他、特に功績が大きく理事会で推薦した個人又は団体

#### (4) 特別栄光表彰

ア 加盟する団体の上部団体が主催、共催又は主管する世界大会に出場した個人又は団体等(松本市内の団体及び選抜チームにおける松本市該当者をいう。以下同じ。)

イ 加盟する団体の上部団体が主催、共催又は主管する同一全国大会で連続優勝をした個人又は団体等

ウ その他、特に功績が大きく理事会で推薦した個人又は団体

#### (5) 栄光表彰

ア 一般、大学生、高校生の部

(ア) 加盟する団体の上部団体が主催、共催又は主管する全国大会(以下全国大会には同一企業の大会は含まない。)予選会の複数県ブロック大会(北信越大会、中部地区大会など)以上の競技会で優勝した個人又は団体等

(イ) 加盟する団体の上部団体が主催、共催又は主管する全国大会予選会の各種県大会で3年連続優勝した個人又は団体等

(ウ) 国民体育大会に3年連続出場した個人(監督、コーチ、メカニシャン等の登録メンバーも含む。)又は団体等

(エ) 加盟する団体の上部団体が主催、共催又は主管する各種全国大会でベスト8以内に入賞した個人又は団体等

(オ) その他、特に功績が大きく理事会で推薦した個人又は団体

イ 中学生の部

長野県中学校選手権大会若しくは同ブロック大会又は加盟する団体の上部団体が主催、共催又は主管するこれらの大会に準ずる大会で優勝した個人又は団体等

ウ 小学生の部

加盟する団体の上部団体が主催、共催又は主管する大会で一番大きな長野県大会又はこの大会に準ずる大会(当初選定推薦した大会)で優勝した個人又は団体等

## (6) 感謝状

ア この法人の役員で特に功績が大きく、2期4年以上務めた者で、退任した個人

イ この法人の振興発展のため多額の金品(10万円以上)を寄附した個人又は団体

ウ その他、特にこの法人の発展のため尽力した者で、理事会で推薦した個人又は団体

## 2 他の表彰への推薦

### (1) 文部科学大臣表彰

ア 長野県表彰又は長野県教育委員会表彰を受けた満55歳以上の個人

イ その他、特に功績が大きく理事会で推薦した個人又は団体

### (2) 長野県表彰及び長野県教育委員会表彰

ア 松本市表彰又は長野県スポーツ協会表彰を受けた満55歳以上の個人

イ 全国競技団体の表彰を受けた個人又は団体

ウ その他、特に功績が大きく理事会で推薦した個人又は団体

### (3) 松本市表彰及び長野県スポーツ協会表彰

ア この法人の特別功労表彰を受けた満50歳以上の個人

イ 長野県競技団体の表彰を受けた個人又は団体

ウ その他、特に功績が大きく理事会で推薦した個人又は団体

附 則

財団法人松本体育協会表彰候補者推薦基準は廃止する。

附 則

この基準は、一般財団法人設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月26日から施行する。